

江戸幕府の禁書政策(下)

文學士 中村喜代三

三、輸入洋書に對する幕府の態度

元來江戸幕府の所謂「禁書」政策は、輸入漢書に對して施されたものである。然し乍らかゝる治政下に於て、洋書が如何なる運命の手に委ねられて居たかは、漢書に對する禁書政策に關聯して、當然起つて來る疑問であるから、前者に附隨せる問題として、此處に一考察を加へて置くのも、必ずしも贅疣ではあるまい。

洋書に對する幕府の態度は、大體輸入漢書に對するそれと、恰も形影相伴ふの状態に在るものと見做してよい。所で洋書に就ては、幕府は終始何等の禁制をも設けては居らない。織豊時代から近世の初頭にかけて、海外貿易の隆盛、耶蘇教宣教

師の活躍と共に、我邦人にして洋字を解し、洋書を讀み得る者の段々に出來て來たのは争はれない。けれどもそれは數に於て、漢書のそれとは比較にならなかつたであらう。又洋書の舶載とても、宣教師が齎す物以外は、殆ど無かつたであらうから、幕府が洋書を顧慮の外に置いたのは、さもあるべき事である。そして耶蘇教嚴禁、宣教師放逐、鎖國斷行の結果、一般民衆は洋字洋書に接する機會を次第に失ひ、一方に於ては、諸種の疑惑を被むる事を恐れて、横文字に親しむを避けたであらうから、切角以前に得た洋字の智識、洋書に對する讀書力は、歲月と共に消滅し、我が國民と洋書の關係は、自ら絶たれるに至つたものと見るべき

である。

唯長崎の通詞のみは、職掌柄洋字洋書に接する事を許された。勿論蘭商の手を経て、洋書を得る時には、長崎奉行の認可を要した事は推察するに難くは無い。蘭學事始^{卷上}に

渡海御免の阿蘭陀にても、其通用の横行の文字、讀み書の事は御禁止なるにより、通詞の輩も只かた假名の書留等までにて、口づから記憶して、通辯の御用も辨ぜしにて年月を経たり、

とあるのは、先輩の言の如く、頗る疑はしいのである。寛文十一年九月の阿蘭陀通事起請文前書にも「阿蘭陀文字、南蠻文字書面の通、何様の儀にても無繕有體に和解可申上候事」とあり、正徳五年六月の阿蘭陀方通事法度書にも「大小通詞は通辯能致し、或は阿蘭陀文字讀書し候等の儀共專用の事に候」とあるから、通詞に對しては、洋文の讀書が、禁止せられて居つた所では無い。寧ろ

獎勵されて居つた事は、同法度書の他の文面に因つても視はれるのである。其の爲に阿蘭陀通詞の中からは、舶來の醫書に心を潜めた蘭方檜林流の祖檜林鎮山の如き、阿蘭陀の解剖書に基いて、書を著した本木良意の如き士が、元祿寶永以前に現はれて居るのである。

斯くの如く江戸前半期にあつては、洋書が商品として輸入される程の、著しい現象も無く、讀者は僅に長崎の阿蘭陀通詞共に限られて居る様な次第であつたので、一般國民に取つては、事實上禁書であつたのと毫も異なる所は無かつた。最初特に洋書の閲讀を禁じた譯ではなかつたが、自然の趨勢が、さういふ形を取るに至らしめたのである。

かゝる状態であつたから、享保五年輸入漢書に對して、弛禁令を下した時にも、洋書は敢て關知する所では無かつたが、其の波動は懸て洋書に對する幕府の態度に、及ばない譯には行かなかつた。

好學心の強い吉宗が、洋書に注意を拂ひ出したに就ては、蘭學事始^{卷上}に一話を傳へて居る。吉宗が

或時繪入の蘭書を見て、其の圖の精密なのに、いたく感に打たれ、圖でさへ此れ位精密なのであるから、内容を讀み得たならば、定めし得る所が多いであらう、と云ふ考へを抱いた。寛保元年青木昆陽、野呂玄丈の兩人が、蘭語學習の命を受けたのは、さうした機縁に因るものと記されて居る。

昆陽が長崎で、蘭語を學習するに就ては、彼地の通詞吉雄幸作、西善三郎等の人々に指導誘掖を受けた事は、少くなかつたであらう。然るに蘭學事始^{卷上}や、蘭學階梯^{卷上}に、西、吉雄等の通詞が、其頃通詞に對しても蘭字の修得、蘭書の閲讀を許されたならば、従來の暗記のみに由る通辯とは違つて、萬事事情が明白になつて、御用を勤めるのも都合が宜しいからと願ひ出でた結果、始めて通詞等にも、幕府が之を許した様に記して居るのは

既に述べた通り、通詞の職分から言つても、頗る首肯し兼ねる記事である。

斯くして洋學勃興の端緒は開かれた。從來通詞のみの所有であつた横文字は、中央學徒の手に移された。蘭學に志す者は、次第に頭を擡げて來た洋學の研究には、洋書を必要とする。需要の存する所、豈供給無からんやで、洋書も追々輸入を見るに至つた。固より蘭學とても、最初は社會一般に對して許可した譯では無かつたが、時人の之に指を染める者が出來て來ても、幕府は默認する様になつた。それと同じく、一般に對する洋書の輸入賣買も、特に許したのでは無かつたけれども、政策の變更に伴つて、默許の姿となつたのである。つまり寛保延享以來何時とは無しに、幕府の態度が緩和されたものと考へて、大いなる誤はなからうと思ふ。

其後蘭學は、明和安永に、前野良澤、杉田玄白

等が出て漸く盛大となつた。文化を経て天保に至つては、蘭風は滔々として社會に浸潤し、衣服諸道具類を、蘭字を以て染める様な數寄者をも生ずる様になつた。幕府に於ても、文化五年有司に對して、蘭學獎勵の諭書を下す様になつた程であるから、^(四)かゝる風潮に従つて、洋書の輸入も、其の數量を増加して行つた事は疑ひない。嘉永五年刊行の西洋學家譯述目錄に、醫術天文地理曆算舍密本草等の翻譯著書目、四百數十を算して居るのは即ち之を裏書するものである。

洋書の輸入が、行はれる様になつても、始めは格別の取締法が設けられなかつた。所が蘭學普及に伴つて、未熟の輩が蘭書を取扱ひ、臆斷杜撰の翻譯をなし、奇怪の論説を唱へる者も現はれるに至つたので、嘉永三年九月、輸入蘭書は、悉く其の書名を長崎奉行に届出で、奉行の許可を得たものに限つて、其の流布を許した。^(五)後に安政六年七

月、神奈川長崎函館が開港になつてからは、外國商人より輸入の洋書は、各運上所で檢閲を施す事に改められた。^(六)

斯くて江戸前半期に於ては、少數の、而も特定の官職に在る者以外、全然國民から隔絶されて居た洋書——享保後に於ても、單に蘭字二十五を挿入した爲に、明和二年刊行の紅毛談が、絶板の憂目に會つた程、^(七)一時世に憚られた洋字が、幕末に及んでは、長崎等に於ても、公然洋書の翻譯が行はれ、幕府は安政三年六月之に對して、其の出版檢閲を、蕃書調所にて行ふべき旨を令する迄に、^(八)形勢の進化を見るに至つた。

而も江戸時代の輸入洋書問題が、比較的單純に終つたのは、當時の輸入洋書は、殆ど大部分科學的方面に關する物であり、主として近世の文化が此問題の錯雜を來す迄に猶未だ發達して居らなかつたが爲に外ならぬ。

(一) 長崎と海外文化下編三頁。

(二) 通航一覽卷一四八。

(三) 同上。

(四) 見ばてね夢(濫川六藏上書)。

(五) 徳川禁令考卷二七、追加市中取締類集九ノ八九、續泰

平年表九。

(六) 昭徳院殿御實紀。

(七) 蘭學事始上卷。

(八) 温恭院殿御實紀。

四、結 論

近世に於ける徳川幕府の禁書政策——書籍を媒介とする西洋思想の輸入に對し、幕府が如何なる態度を以て臨んだか、そしてそれが如何なる風に變化して行つたかは、以上述べ來つた所に由つて私の考察は略盡すを得た積りである。

翻つて惟ふに、此の禁書政策、即ち思想上の鎖國は、政治上の鎖國と相俟つて、我國近世の文化形成に影響を與へた事、頗る甚大なるものがあつ

た。これに因つて、西洋との思想的交渉は一時斷絶し、殊に科學思想の進歩は、著しく阻害され、人文上に於て、我國は凡そ一時代のハンデイキャップを、西洋諸國に與へなければならぬ様になつた。司馬江漢をして「吾國の人は、萬物を窮理する事を好まず、天文地理の事をも好まず、淺慮短智なり」と罵るに至らしめた。而も其の間國民思想の確立を期し、日本獨特の文化——假令それが規模の小さく、與行の深くないものにもせよ——を圓熟せしめ、以て他日發展の基礎に備へ得た事を考へれば、強ちに有害無益であつたとして非難し去るべきものでもない。けれどもそれは今日大局より觀察してなし得る議論であつて、當初幕府が國家百年の大計を慮つて、かゝる政策を採つたもので無い事は、固より明白な事實である。幕府は此の方法に基いて、人心の動搖——惹いては武家政治に由る國家的統一の崩壞——を防禦する手段

に供したに過ぎぬ。其の動機は、凡て政治的原因に存在するもので、一點半個も文化擁護の趣旨を含めるものではない。世の進運や、社會の文化は彼等と沒交渉である。寧ろこの輸入書政策は、徳川幕府が政治上の目的の爲には、文化をも犠牲に供して、敢て憚らなかつた一例證とも見るを得るであらう。所謂禁書といふ事相が、民族的精神、及び國民文化の根帯を固むるに力のあつたといふ事は、爲政者にとつては遇然の所産である。全く豫期しなかつた結果である。

享保延享に於ける吉宗の弛禁は、祖法の維持、舊慣の墨守を以て能事とした徳川幕府の處置としては、最も特筆すべき事件の一と稱して過言ではあるまい。吉宗の英斷に由つて、江戸後半期の文化は、顯著なる影響を受け、洋學の勃興、開國思想の胚胎等は、直接間接此の弛禁令に、其の源流を發するものである以上、近世史に有する文化史

的意義は、寛永の禁書令と共に、甚だ重大なるものである。抑幕府にして時務を達觀したならば、少くとも享保の漢書に對する弛禁の精神の如きは當然幕府禁書令施行の際に於て、既に實際に採用せられて居なければならぬものである。さり乍ら江戸時代の中葉、時恰も國內全く整備し、國民生活亦充實を來した時、猶少からぬ制限を受け、限られた窮窟な範圍内に於てはあつたけれども、兎にも角にも思想上に一部の開國を見、歐洲の學藝と、我國民との接觸を招き、次第に多く彼國の思想文物を咀嚼理解する者を生ずるに至つた事は明治維新後の發達に資する事少くはなかつたのである。江戸時代二百六十年、鎖國方針を嚴守して世界的に孤立の地位に甘んじたにも拘らず、一朝政治的開國の曉、よく泰西の風潮に順應して、其の進路を誤らなかつたのは、政治上思想上の鎖國時代中に、將軍吉宗の如き達識聰明の士があつて

政治上の鎖國が、幕末迄終始一貫變る事のなかつたに先んじ、或程度迄の思想的開國を行ひ、以て國民の頭腦を訓練し得る機會を與へたに職由する事、蓋し多きに居るであらう。此の點文化史上に於ける吉宗の功績は、政治上に於ける井伊大老のそれと共に、没する事の出来ないものがある。

斯くの如く近世の思想的開國は、専ら科學的方面に向つて行はれた。けれども宗教書に對しては遂に思想的解放の時機が到來しなかつた。假令純然たる宗教書でなくても、少しく耶蘇教に關する筆觸の濃いものは、宗教書と同一視されて、享保に於てすら禁解から除外された位であるから、況んや耶蘇教を説ける物に於てをやである。耶蘇教排斥は、幕府の傳統的精神である。何人ど雖も、此の祖法を破るを得なかつた。それは單に爲政者其の人の識量の問題よりも、其の人物の教育的社會的背景として、餘りに儒佛兩教の勢力が、根強

かつたからである。既に前年諸外國と通商關係を結び、政治上の鎖國方針を破棄した安政六年七月にも、輸入書籍は神奈川長崎函館三開港場の運上所に於て、改印を施し、「改印無之、聊ニ而も御制禁宗門の事に相涉候書籍類、取扱候もの有之におゐては、嚴科に可被處候」とて、宗教書の渡來を防ぐに、腐心して居るのは、社會の秩序を攪亂するものは耶蘇教である。との觀念が、最後迄牢乎として抜く事の出来ない爲である。

斯様に耶蘇教思想の傳來は、極力防止したが、鐘始聲の關邪集の如き、反耶蘇教思想の輸入は、多くの場合之を許した。それは國內に於ても、古くは破吉利支丹、どうす問答を始め、嘉永安政以降數々の破邪書の、公刊を認めたのと同じである。

けれども識者は既に業に、幕府の耶蘇教に對する禁書政策の、迂愚を難じて居る。例へば白石は

「たとへ是を宥すとも、何ぞ正教に害有程の事有べけんや、但し人奇を好むを以て、憚り有べき歟」と云ひ、^(三)徂徠は「吉利支丹ノ書籍御藏ニ之有ルハ、儒者ナドニ見セ置キテ、邪宗ノ吟味サセタキコト也」と唱へ、^(四)崎人十篇の識語には、

天主教國禁至嚴矣(中略)、卻其書、俾海舶不貨、以故
寰內莫知其教所云何若已、噫安知其革面包禍、或潛乎
他教乎、其書弗存、將何以覈之哉、亦有司之過也。^(五)

と迄極論して居る。更に猶一人の所論を附け加へて置かう。かの本多利明は、其の西域物語巻上に於て、支那に於ける耶蘇教流行の次第を述べて後、

若し天主教も、所謂切支丹の所爲と等くあらば、長崎へ渡來の支那船の内にも、ホルトガル人同様の者何程もあるべし、愚察するに、庶民を愚魯の儘に置かん策にもあらん至極なれども、其官職有司も、眞偽も辨へざるは、本意なるに似たり、餘りに國民の愚魯は、他

國より掠るの憂あり、大事に係れば、左なき様にあり度ものなり。

と手痛くも喝破して居る。これは前者の如く、字面の上には露骨でないが、内容は幕府の禁書政策に觸れて居る事を否み難い。

要するに禁書政策に基く所の、思想上の鎖國は——從來比較的閑却されて居た問題ではあるけれども——耶蘇教が我が近世文化史上に齎した、最も顯著な、且甚だ重大な現象の一として認めるに何人も異存はなからうと考へる。

(一) 春波樓筆記。

(二) 昭徳院殿御實紀。

(三) 骨董雜談卷之下。

(四) 政談四。

(五) 一語一言卷一四、海録卷一。

〔追補〕

一、通航一覽卷一四三に依るに、長崎諸目利の任命は、寛文年中の事とあるから、書物目利の設置も、其頃の事と思はれる

同書に寛文十年の書籍見手當銀請取證文が載つて居るから、
 此年を下る事の無いのは確實である。

一、同じ書に崎陽記録を引いて、向井元成が京都から來崎したのは、延寶八年で、貞享二年に書物改役になつた様に記して居るが、これは矢張向井元伸書上に従ふ方がよからう。元伸の書上には「延寶年中元升三男向井元成再長崎表え罷下候處同八申年七月廿五日元成江御書物改役被仰付」と明確に記して居るのは、向井氏に確な根據のあつたものと思はれる。

一、春徳寺の僧侶は、古くから書物改に關係して居たらしい。通航一覽卷一四三に、長崎記を引用して、寛文十年春徳寺の書籍見としての手當、銀二十枚の請取證文が載せてあるから殆ど當初から、後世迄引續いて、其任にあつたのである。而し地位は向井氏より低い。手當の如きも僅に銀五百八十目に過ぎない。